ID: 191

担当部署: 総務課

処分の概要	職員団体等の規約の認証
法 令 名 根 拠 条 項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第5条
法令番号	昭和53年法律第80号

【基準】

法第5条の規定による。

(認証)

- 第5条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。
- (1) 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- イ 名称
- ロ 目的及び業務
- ハ 主たる事務所の所在地
- ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項
- ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項
- へ 理事その他の役員に関する事項
- ト 業務執行、会議及び投票に関する事項
- チ 経費及び会計に関する事項
- リ 規約の変更に関する事項
- ヌ 解散に関する事項
- (2) 規約の変更、役員の選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。
- (3) 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年1回構成員に公表されることとされていること。

標準処理期間	60日
--------	-----

備考

設 定 年 月 日 平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 1 月 9 日
----------------------------------	---------	-----------------



ID: 247

担当部署: 総務課

処分の概要	告示事項に関する証明書の交付			
法 令 名根 拠条項	地方自治法 第260条の2第12項			
法令番号	昭和22年法律第67号			

【基準】

法第260条の2第12項の規定による。

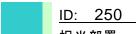
12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した 事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしよう とする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

煙	淮	加	理	벮	間	
75	-	ייעי	-	ж	181	

15日

備考

設 定 年 月 日 平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 1 月 9 日
----------------------------------	---------	-----------------



担当部署: 総務課

処分の概要	の概要 条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付			
法 令 名根 拠条項	地方自治法施行令 第91条第2項			
法令番号	昭和22年政令第16号			

【基準】

政令第91条第2項の規定による。

第91条

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙 管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどう かの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を 告示しなければならない。

標準処理期間

15日

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 1 月 9 日
-------	-----------------	---------	-----------------

担当部署: 総務課

処分の概要	職員団体の登録
法 令 名根 拠条項	地方公務員法 第53条第5項
法令番号	昭和25年法律第261号

【基準】

法第53条第2項から第5項までの規定による。その他条例の定めによる。

(職員団体の登録)

第53条

- 2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 名称
- (2) 目的及び業務
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- (5) 理事その他の役員に関する規定
- (6) 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- (7) 経費及び会計に関する規定
- (8) 他の職員団体との連合に関する規定
- (9) 規約の変更に関する規定
- (10) 解散に関する規定
- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。
- 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

		赤平i	市 法適用申請に対する処分個票
155 *#	00 11		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 1 月 9 日